

- 令和8年度の医学部地域枠（臨時定員）の設定については、厚生労働省の通知により増員の枠組みをさらに1年間延長することとされたところ。
- 厚生労働省が示している「地域枠等の定義」を踏まえ、具体的内容を地域医療対策協議会で協議のうえ、定める必要がある。

	厚生労働省が定義する「地域枠（臨時定員）」	令和8年度山形大学医学部「地域枠（臨時定員）」（案）
対象	地元出身者（一定期間当該都道府県に住所を有した者）もしくは全国より選抜する。	山形県内の高等学校を令和6年4月以降に卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者。
選抜方法	別枠方式	別枠方式
同意取得方法	志願時に、都道府県と本人と保護者もしくは法定代理人が従事要件・離脱要件に書面同意している。	志願時及び入学手続き時に山形大学長及び山形県知事に対して山形県医師修学資金制度及び同キャリア形成プログラム、キャリア形成卒前支援プランに従う旨の「誓約書」を保証人（父母等）連名で提出する。
奨学金貸与	問わない。	「山形県医師修学資金貸与制度」の貸与を必須とする。
設定する上で地域医療対策協議会において協議する事項 ※1	地域枠（臨時定員）の設定数	8人
	従事要件・キャリア形成プログラムの内容 ①卒直後より当該都道府県内で9年間以上従事する。※2,3 ②将来のキャリアアップに関する意識の向上に資する都道府県のキャリア形成プログラムに参加すること。	「山形県医師修学資金制度」及び「同キャリア形成プログラム」の規定による。
	奨学金の額	年額200万円
	離脱要件	退学、死亡等をのぞき、原則、地域医療対策協議会の協議事項とする。

※1 厚生労働省が示す「設定する上で協議する事項」については、上記の他「地域定着策」「都道府県から大学への経済的支援」が掲げられており、これらについては、県の予算編成にも関わる事項であることから、後日、別途協議するものとする。

※2 従事要件の9年間のうち、医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関における就業期間を4年間程度とし、当該医師のキャリアアップに配慮すること。

※3 医師の確保を特に図るべき区域とは、都道府県が医療計画に定めた医師少数区域及び医師少数スポットを指すものである。

令和8年度医学部地域枠の設定(案)について

資料 2-2

- 医学生の更なる県内定着を図るため、県と山形大学医学部で協議を行い、令和8年度入学者選抜において、恒久定員内の地域枠を5人拡大し、合計10人を設定。

	令和8年度山形大学医学部「地域枠（恒久定員内）」
対象	山形県内の高等学校を令和6年4月以降に卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者
選抜方法	学校推薦型選抜（別枠方式）として実施
同意取得方法	志願時及び入学手続き時に山形大学長及び山形県知事に対して山形県医師修学資金制度及び同キャリア形成プログラム、キャリア形成卒前支援プランに従う旨の「誓約書」を保証人（父母等）連名で提出する。
奨学金貸与	「山形県医師修学資金貸与制度」の貸与を必須とする。
定員	5人→10人
従事要件	「山形県医師修学資金制度」及び「同キャリア形成プログラム」の規定による。

【収容定員】

恒久定員	臨時定員
105人	8人

【現行地域枠（R7）】

一般枠	地域枠 (恒久定員内)	地域枠 (臨時定員)
100人	5人	8人

【R8地域枠】

一般枠	拡大 地域枠 (恒久定員内)	地域枠 (恒久定員内)	地域枠 (臨時定員)
95人	5人	5人	8人(予定)

地域枠拡大
13人 → 18人